## 令和5・6年度与謝野町一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請 に係る追加資料受付手引

受付区分:建設工事 ※受付済町内業者のみ

令和6年度与謝野町が発注する建設工事の等級の格付け等を行うため、受付済みの令和5・6年度与謝野町建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請に係る追加資料の受付を次のとおり実施します。

対象となるのは、令和5・6年度与謝野町建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録がある業者のうち、町内業者として登録されている業者のみとなります。

なお、本手引及び申請書類における町内業者とは、次のアから才までの要件のすべてを満たしている者を指し、これに該当しない場合は町外業者となります。町外業者については、追加受付の対象外とします。

また、入札参加資格審査申請後において、次のアから才までの要件のいずれか1つでも満たさなくなった場合は、その 時点で町内業者とは見なしませんので御注意ください。

- ア 町内に本社・本店を置く者であり、かつ、法人にあっては商業登記をしている本店を与謝野町内に置く者であること。
- イ 町内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可を有している主たる営業所を置く者であること。
- ウ 当該本社・本店が入札及び見積に関する権限、契約の締結及び契約の履行に関する権限、入札保証金及び契約 保証金の納付並びに受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに複代理人選定に関する権限を 有していること。
- エ 当該本社・本店の実態があること。(看板、什器等)
- オ 当該本社・本店に常勤職員が配置されていること。

1 受付期間及び受付場所			
区分	提出方法	受付期間及び受付場所	受付時間
建設工事	窓口申請 (注1)	令和6年2月1日(木)から 同年2月29日(木)まで (注2) 〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1 与謝野町役場 総務課 電話:0772-43-9010	受付期間中(土、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時30分まで

- (注1) 郵送による受付は行いません。申請していただく際には、書類に不備がないかを確認し、与謝野町役場総務課まで直接持参の上、申請してください。野田川庁舎及び加悦庁舎では受付いたしません。
- (注2) 受付期間の後半は混雑が予想されます。申請書類に不備があれば、再度来庁していただく必要がありますので、 余裕をもってできるだけ早めに申請してください。

## 2 申請の要件(資格審査申請時に次の要件をすべて満たしている必要があります。)

(1)	審査基準日及び結果通知日の両方が、令和4年7月1日から令和6年1月31日までにある経営事項審査 (総合評定値Pのあるもので、令和6年1月31日時点で最新のもの)を受けていること。  ※ 上記要件で申請された後、令和6年3月31日までに最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」を取得されたときは、令和6年3月31日を最終期日として、総務課へ「追加資料」として提出してください。その場合、最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の内容で、令和5・6年度の名簿登録の内容を更新します。(令和6年3月31日を過ぎてから総務課へ提出があった場合、名簿登録の内容を更新しませんので、くれぐれも御注意ください)。
(2)	建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
(3)	成年被後見人、被補佐人及び被補助人(契約の締結に関し、同意権付与の審判を受けている者)並びに破産 者でないこと。(注1)
(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当する者でないこと。
(5)	町税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(注2)
(6)	町が発注した建設工事に関する債務を履行していること(受注したことがある場合に限ります)。
(7)	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)に加入していること。(注3)
(8)	資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。

- (注1)破産者であっても、復権を得ている者は除きます。
- (注2) 町税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書を提出してください。 町税納税証明書(基準日:令和5年12月31日現在)については、令和6年1月15日(月)以降に指定様式を税務課へ持参し、証明を受けるようにしてください。なお、証明書発行手数料として300円が必要になります。
- (注3)経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書における社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」と記載されている者であること。

## 3 提出書類

※現在登録済みの内容に変更がない場合においても、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは必ず提出してください。

※町道等除雪協力申出書の提出がない場合、土木一式工事の等級区分において、C 級以上の格付けをすることができません。

※証明書類は、特に指定がある場合を除き、令和5年11月1日以降に発行されたものに限る。なお、継続申請になりますので、納税証明書提出は不要です。

織込順	提出書類	様式等	説明
•	建設工事競争入札参加資格審查申請書	A4サイズ、町様式	現在登録済みの内容(②~⑥、⑧、⑩、⑪)に変更がある場合(添付資料の変更を含む)のみ、本申請書を提出してください。(押印していただく印は登録済みの印としてください。) ※ ②~⑥、⑧、⑪、⑪の内容を変更される場合は、申請時点で最新のものを添付してください。 ※ 入札を希望する建設工事の種類を追加される場合は、②建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し、③営業所一覧表、⑤技術職員名簿、⑥技術職員名簿変更報告書、⑪建設業許可申請書の添付書類(専任技術者証明書)の写しを添付してください。(ただし、総合評定値通知書において審査対象営業年度に完成工事高が無いものについては、等級及び資格についても格付けを行いません。) ※ 必ず提出を行っていただく⑦経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し、若しくは、土木一式工事の等級区分で〇級以上の格付けを行う上で提出が必要となる⑨町道等除雪協力申出書、又はその両方のみの提出の場合は、入札参加資格審査申請書の提出を省略可とします。
2	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し	A4サイズ、コピー	<ul> <li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li> <li>保有している建設許可業種すべてについて、入札参加資格審査申請時における最新のものを提出してください。</li> <li>※「電気工事」を希望する場合は、「電気工事業を開始した旨の届出受理書の写し」又は「電気工事業に係る変更届出書」を提出してください。</li> <li>※「電気工事業を開始した旨の届出受理書の写し」等の添付が無くても、等級区分基準を満たしている場合は、令和6年度の格付けを行いますが、入札の参加条件に「電気工事業を開始した旨の届出受理書の写し」等の添付を求めますので御注意ください。</li> </ul>

織込順	提出書類	様式等	説明
3	営業所一覧表	A4サイズ、町様式	<ul><li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li><li>本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記入してください。</li></ul>
4	商業登記簿謄本	写し可	<ul><li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li><li>法人のみ、入札参加資格審査申請時における最新のものを提出してください。</li><li>なお、個人の場合の身分証明書は不要です。</li></ul>
6	技術職員名簿	A4サイズ	<ul><li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li><li>最新の経営事項審査申請時に添付のものの写しを原則とします。</li></ul>
6	技術職員名簿変更報告書	A4サイズ、町様式	<ul><li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li><li>最新の経営事項審査申請時に添付している技術職員名簿から変更があった場合は、資格者証明(免状)等の写し及び雇用関係を証明する資料と併せて提出してください。</li></ul>
7	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	A4サイズ、コピー	○必ず提出してください。 審査基準日及び結果通知日の両方が、令和4年7月1日から令和6年1月31日までのもので、かつ、令和6年1月31日時点で最新のものを提出してください。 ※上記要件で申請された後、令和6年3月31日までに最新の「経営規模等評価結果通知書及び 総合評定値通知書」を取得されたときは、令和6年3月31日を最終期日として、総務課へ「追 加資料」として提出してください。その場合、最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評 定値通知書」の内容で、令和5・6年度の名簿登録を行います。(令和6年3月31日を過ぎて から総務課へ提出があった場合、名簿登録の内容を更新しませんので、くれぐれも御注意くだ さい)。
8	ISO登録証及び付属書の写し	A4サイズ、コピー	<ul><li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li><li>町内業者のうち、取得している者のみ提出してください。なお、日本語以外の言語で記載されている登録証及び付属書については、和訳の上、提出してください。</li></ul>

織込順	提出書類	様式等	説明
9	町道等除雪協力申出書	A4サイズ、町様式	土木一式工事の入札参加資格審査を申請する者で、除雪協力を行っていたける場合のみ提出してください。 なお、協力をしていただけない場合は、土木一式工事の等級区分において、C 級以上の格付けをすることができません。
10	建設業許可申請書の添付書類(専任技術者証明書)の写し	A4サイズ、コピー	<ul><li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li><li>入札参加資格審査申請時で最新のものを提出してください。</li></ul>
11)	使用印鑑届	A4サイズ、町様式	<ul><li>○現在登録済内容から変更がある場合のみ提出してください。</li><li>入札、見積、契約の締結、変更及び解除並びに代金の請求及び受領その他契約の履行に関する書類に使用する印鑑を押印してください。</li></ul>
別	受付受領書	町様式	商号又は氏名・代表者名を記入してください。

<sup>※</sup> 提出書類は、既にファイルに綴じて提出していただいている令和5·6年度与謝野町一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請に追加して綴りますので、ファイルに綴じて提出して いただく必要はありません。

4 提出	書類の編さん方法及び注意事項
(1)	ファイルは不要です。「3 提出書類」の織込順に、左肩上をホチキス綴じで提出してください。「3 提出書類」以外は織り込まないでください。提出書類に不備があった場合、受付することはできません。 ※「3 提出書類」のうち、該当する書類のみ提出してください。ただし、⑦はどの業者からも必ず提出していただくことになりますので、洩れのないようにしてください。
(2)	使用印鑑届に押印された印で、与謝野町との契約締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引を行うこととなります。
(3)	精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書の提出は不要ですが、これらに関して虚偽の申請があった場合は、競争入札に参加することはできません。
(4)	証明書類の写しを提出される場合は、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
(5)	提出書類の記載内容について、お尋ねすることがありますので、記載内容を熟知している方が直接持参の上、 提出してください。郵送による受付は行っていません。
(6)	建設工事入札参加資格の有効期間は、令和7年3月31日までです。
(7)	建設工事入札参加資格の有効期間中において、次の事項に変更があった場合は速やかに与謝野町役場総務課へ建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届を提出してください。 ・商号又は名称、営業所の所在地、法人の資本金額、出資総額 ・代表者 ・建設業許可番号、許可年月日、許可業種 ・受任者 ・営業所専任技術者(町内業者に限る) 必要な添付書類については、総務課行政係の入札担当(TEL:0772-43-9010)まで直接お問い合わせください。

## 5 提出書類チェックリスト

有∙無	順番	提出書類		
		現在登録済みの内容から変更がある場合(添付資料の変更を含む)、本申請書を提出してく		
	1	ださい。		
		※「3 提出書類 ①」のとおり作成できているか。		
		建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し		
	2	※現在登録済みの内容から変更がある場合のみ提出してください。		
		※「3 提出書類 ②」のとおり作成できているか。		
	3	営業所一覧表 ※該当者のみ		
		商業登記簿謄本(写し可)		
	4	※該当者のみ		
		※法人のみ		
	5	技術職員名簿 ※該当者のみ		
		技術職員名簿変更報告書		
	6	※該当者のみ		
		※技術職員に変更があった場合は、国家資格を有する者全員に係る全ての当該資格者証明書		
		(免状・監理技術者資格者証) の写しも添付すること		
	7	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し		
		※変更がない場合でも提出が必要です。		
	8	ISO登録証及び付属書の写し ※該当者のみ		
	9	町道等除雪協力申出書 ※該当者のみ		
	10	建設業許可申請書の添付書類(専任技術者証明書)の写し ※該当者のみ		
	11)	使用印鑑届 ※該当者のみ		
	別	受付受領書		

申請する前に、提出書類がすべてそろっているかどうかをこのチェックリストにより再度確認してください。提出書類に不備があれば、再度来庁していただく必要がありますので、提出時期は余裕をもってできるだけ早めにお願いします。 なお、継続申請になりますので、納税証明書の提出は不要です。